

事務所通信

平成30年新春号

あけましておめでとうございます。
昨年中は、お世話様になりまして、ありがとうございます。
本年もどうぞよろしく願いいたします。

平成30年度税制改正大綱（改正案）が、12月14日に発表となりました。
このうち、主なものをまとめました。

1. 所得税の給与所得控除が見直しされます

所得税の給与所得控除について

- ① 控除額が一律10万円引き下げられます。
- ② 給与の収入金額が850万円を超えると、原則として給与所得控除額は一律195万円に引き下げられます。

2. 所得税の公的年金等控除が見直しされます

所得税の公的年金等控除について、控除額が一律10万円引き下げられます。
その他、高額年金受給者については、増税となる控除の見直しが行われます。

3. 所得税の基礎控除が見直しされます

所得税の基礎控除は、現行一律38万円ですが、合計所得金額に応じて控除額が逡減されます。

- ① 合計所得金額が2,400万円以下の個人は、48万円
- ② 合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下の個人は、32万円
- ③ 合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下の個人は、16万円
- ④ 合計所得金額が2,500万円を超える個人は、基礎控除の適用はできない
上記のような見直しが行われます。

4. 所得税の青色申告特別控除について

現行、青色申告を適用している個人事業者は、所定のルールで記帳をし、所得税の確定申告書に損益計算書と貸借対照表を添付すれば、65万円の青色申告特別控除を受けることができます。

今後は、上記の条件の他に、電子申告で申告することが、その条件に加えられます。

上記1から4までは、平成32年分以後の所得税について適用されます。

5. 中小企業の交際費の損金算入制度の特例の2年間延長

資本金が1億円以下の法人の交際費についての現行制度が、2年間延長されることになりました。これにより、交際費の損金算入制度が、平成32年3月31日まで、適用となります。

現行：年間800万円で、損金不算入措置はなし。

交際費のうち飲食のための支出の50%を損金算入するか、年間800万円の定額控除の有利な方を選べる選択制とされています。

6. 少額減価償却資産の経費処理の2年間延長

資本金1億円以下の青色申告の法人、そして青色申告の個人事業者に認められていました、少額減価償却資産（その年度での取得価額の合計が300万円まで）の経費処理が、2年間延長となります。

ただし、対象となる法人から、常時使用する従業員数が、1,000人を超える法人は、引き続き除外されることとなります。

これにより、1点の取得価額が30万円未満の少額減価償却資産は、決算期に関係なく平成32年3月31日までに取得して業務に使用したとき、経費処理ができることとなります。ただし、その年度における取得価額の合計が300万円に達するまでを限度とされます。

7. 中小企業の所得拡大促進税制について

資本金1億円以下の青色申告の法人、そして青色申告の個人事業者について認められていました、所得拡大税制が、次のようになります。

なお、適用時期は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する事業年度です。

$$\text{【条件①】} \quad \frac{(\text{平均給与等支給額}-\text{比較平均給与等支給額})}{\text{比較平均給与等支給額}} \geq 1.5\%$$

$$\text{【条件②】} \quad \frac{(\text{平均給与等支給額}-\text{比較平均給与等支給額})}{\text{比較平均給与等支給額}} \geq 2.5\%$$

$$\text{【条件③】} \quad \text{教育訓練費の前期の教育訓練費に対する増加割合} \geq 10\%$$

【条件①】を満たす場合には、給与等支給増加額の15%を、当期の法人税額（または当年の所得税額）から税額控除することができます。

【条件②】と【条件③】の両方を満たす場合には、給与等支給増加額の25%を、当期の法人税額（または当年の所得税額）から税額控除することができます。

いずれも、控除税額は、当期の法人税（または当年の所得税額）の20%が上限とされます。

8. 事業承継税制の特例の創設について

事業承継税制とは、後継者が、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を現経営者から、相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される特例制度です。

納税猶予の制度は平成20年に創設されました。しかし、厳しい条件からほとんど利用されませんでした。昨年平成29年度の税制改正で、その条件が緩和されましたが、まだまだ中途半端な制度でした。

今回の改正では、【納税猶予の適用範囲】は次のようになります。

- 1 後継者が、
- 2 承継する会社の代表者から、
- 3 相続、贈与、遺贈によりその承継会社の非上場株式を取得した場合には、
- 4 その取得した全ての非上場株式の課税価格に対応する相続税、贈与税の全額が
- 5 その後継者の死亡の日等まで、
- 6 その納税が猶予されることとなりました。

【適用条件】としては

- 1 後継者が、承継会社の代表者の相続開始前までに、役員に就任していること
- 2 承継会社は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に、特例承継計画を都道府県に提出した会社で、所定の認定を受けた会社であること

【所定の認定条件】としては、

- 1 中小企業者であること
- 2 上場会社、風俗会社、資産保有会社、資産運用会社でないこと
- 3 従業員が1名以上いること

さらに、相続税（贈与税）の申告期限から5年間は、以下の条件を満たして事業を継続することが必要とされています。そして、**申告期限5年間は、都道府県、税務署に所定の書類の提出が必要になります。**

- 1 原則として、雇用の8割以上を5年間平均で維持。例外として、雇用確保条件を満たさない場合には、その旨の都道府県に届出が必要になります。
- 2 後継者が代表者を継続
- 3 対象となる株式を継続して保有していること
- 4 上場会社、風俗会社、資産保有会社、資産運用会社でないこと

そして、**申告期限5年経過後は、3年に1回、税務署に所定の書類の提出が必要になります。**

（代 表 立 川 勝 一）

■ 編集後記

去年は女性の芸人さんが大活躍でしたね。

私は、京都出身ということもあり学生の頃は、吉本新喜劇が毎週土曜日の昼間に放送されておりました。

毎回、同じギャグなのですがついつい笑ってしまいます。

その影響もあってか今でもお笑いが好きで去年は、女性芸人No.1 決定戦「THE W」の準決勝戦を観に行きました。

総勢33組で1組4分間その内、10組が決勝戦へ進むという内容でした。

33組とても見応えがあり楽しく観ることが出来ました。

何回かお笑いライブに行ったのですが臨場感があり映像で観るより面白く感じられいつも楽しんでおります。

(宮 田)